

## 規則

埼玉県人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

### 埼玉県人事委員会規則一七〇

埼玉県人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県人事委員会事務局の組織等に関する規則(埼玉県人事委員会規則一―一三)の一部を次のように改正する。

- 第三条第一項第二号から第十号までを次のように改める。
- 二 委員会の広聴及び広報に関すること。
- 三 事務局の組織、人事、給与及び服務等に関すること。
- 四 委員会の委員等の位勲、褒賞及び表彰に関すること。
- 五 委員会の予算、決算、会計及び物品の管理に関すること。
- 六 委員会の公印の管理に関すること。
- 七 委員会の文書の收受、発送及び編さん保存に関すること。
- 八 人事評価に関すること。
- 九 給料表及び給与に関する報告及び勧告その他給与に関すること。
- 十 人事機関及び職員の給与に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に  
関すること。

第三条第二項各号を次のように改める。

- 一 人事記録の管理及び人事に関する統計の作成に関すること。
- 二 勤務時間、休暇その他の勤務条件に関すること。
- 三 分限、懲戒、服務、研修及び退職管理に関すること。
- 四 職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出(総務給与課で所掌するものを除く。)に関すること。
- 五 競争試験、選考その他の任用に関すること。
- 六 勤務条件に対する措置の要求及び不利益処分<sup>一</sup>の審査請求の審査に関すること。
- 七 職員からの苦情相談の総括に関すること。
- 八 職員団体に関すること。
- 九 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十八条第五項の規定に基づく労働基準監督機関の職権の行使に関すること。
- 十 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十三年法律第四百十三号)第五条第二項の規定に基づく審査に関する

1)27。

十一 職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年埼玉県条例第十八号）第二十

一条第一項の規定に基づく調査審議に関すること。

第六条の表に次のように加える。

主任専門員	上司の命を受け、事務又は技術で知識、経験等を必要とする相当困難なものに従事する。
専門員	上司の命を受け、事務又は技術で知識、経験等を必要とするものに従事する。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。